



前回の「一揆の再現」のようす

**問** 商工観光課 観光係  
 ☎ 0968・86・5725

2月14日開催予定の「第44回戦国肥後国衆まつり」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため中止となりました。次回の開催を楽しみにお待ちしております。

**「第44回戦国肥後国衆まつり」中止のお知らせ**

**問** 住民課 税務住民係  
 ☎ 0968・34・3111

昭和58年から三加和地区の火葬を行ってきた「和水町斎場（和水町板桶）」は、施設の老朽化に伴い3月31日で閉鎖することとなりました。4月1日以降は三加和地区の火葬も「せきすい斎苑（南関町下坂下）」で行います。町民の皆さまのご理解をよろしくお願いします。

**和水町斎場を閉鎖します**

**「確定申告」医療費控除の申告手続き**

2月16日頃から令和2年分の確定申告が始まります。医療費控除は、明細書の添付が必要ですが、医療保険者から交付された医療費通知書を添付することで医療費控除の明細書の記載を省略することができます。現在、医療費通知は令和2年10月診療分までのものが発送されていて、11月、12月診療分については、医療費通知書がありません（3月に届く予定）ので、領収証を使用してください。

また、申告する人が令和2年中に健康の保持増進や疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを受けているときは、セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の適用を受けることができます。詳しくは、お問い合わせください。

**※医療費控除で使用した医療費の領収書などは、5年間保管してください。**

**問** 税務住民課 国保年金係  
 税務住民課 町民税係  
 ☎ 0968・86・5723

**償却資産（固定資産税）の申告をお願いします**

**問** 税務住民課 固定資産税係 ☎0968・86・5723

償却資産とは、固定資産税の一種で、事業をしている人がその事業をするために使用している資産（構築物、機械、装置、工具、器具・備品など）です。令和3年1月1日現在で償却資産を所有している人は、下記期限までに申告をお願いします。なお、申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されません。

**申告書の提出期限** 2月1日回

**申告が必要な人** ①町内で事業をしている個人または法人 ②町内で事業はしていないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

※確定申告、住民税申告をする人で、経費の減価償却費の欄に次の償却資産をお持ちの人は、固定資産税償却資産の申告も必要です。

**申告方法** 昨年申告があった人や課税標準額が50万円以上の人には、12月中旬に申告用紙を郵送しています。1年間の償却資産の増減を申告してく

ださい。

新たに事業を始めた人、課税標準額が50万円未満だが新たな償却資産を購入した人、申告用紙が届かない人は、ご連絡をお願いします。

**償却資産の対象となるもの（業種別の例）**

**共通** パソコン、コピー機、応接セット、駐車設備など

**建設業** パワーショベル、大型特殊自動車など

**料理飲食業** 厨房設備、冷凍冷蔵庫など

**理(美)容業** 洗面設備、消毒殺菌設備、パーマ機など

**農業** 農業用機械類、ビニールハウスなど

※トラクター・コンバインは、軽自動車の課税対象ですので、償却資産の申告の必要はありません。

詳しくは、お問い合わせください。

**マイナンバーカードの休日窓口を開設します**

**問** 税務住民課 戸籍住民係 ☎0968・86・5723

平日にマイナンバーカードの受け取りや申請ができない人のために、休日窓口を開設します。時間帯ごとに予約枠を設けています。希望する人は、**1月5日頃から電話予約を受け付けます。**新型コロナウイルスの感染を防止する（窓口の混雑を防ぐ）ため、**完全予約制**としています。予約上限に達した場合、受付は終了します。

各種証明書発行、住民異動届、印鑑登録、電子証明書の更新・マイナポイントの予約・申込などは行いません。

**開設日**

1月24日回 2月28日回 3月28日回

**受付時間**

午前9時～正午

**受付業務**

マイナンバーカードの受け取り（交付通知書が届いている人が対象）

マイナンバーカードの申請受付

**場所**

**菊水区域の人** 税務住民課

予約受付 ☎0968・86・5723

**三加和区域の人** 住民課

予約受付 ☎0968・34・3111

**マイナンバーカードの受け取りに必要なもの**

- 1 交付通知書（ハガキ）
- 2 通知カード（紛失の場合は、「紛失届」を交付場所で記載してください。）
- 3 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- 4 本人確認書類（A書類から1点、またはB書類から2点）

※本人確認書類は最新の情報が記載されているものおよび有効期限内のものに限ります。

**所要時間** 10分～15分

**A 顔写真付き公的証明書**

運転免許証・運転経歴証明書・旅券・住民基本台帳カード（写真付きに限ります）  
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・在留カードなど

**B 「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類**

健康保険証・介護保険証・年金手帳・年金証書・子ども医療受給者証・学生証など

※マイナンバーカードは、交付通知書に記載の交付期限後も受け取れます。

※必ず、カードの交付を受ける本人がお越しください。

※15歳未満の人・成年被後見人の人には、法定代理人が同行してください。また、申請者本人と法定代理人の人の本人確認書類をお持ちください。

**マイナンバーカードの申請に必要なもの**

- 1 通知カード
- 2 印鑑
- 3 本人確認書類

**< A書類から2点の場合 >**

（例）運転免許証と旅券

**< A書類から1点+B書類から1点の場合 >**

（例）運転免許証と健康保険証

**< B書類から2点の場合 >**

（例）健康保険証と子ども医療受給者証

**所要時間** 10分～15分

詳しくは、お問い合わせください。

